

平成29年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月24日

会議録署名議員の指名	5
会期について	5
例月出納検査結果報告（平成28年7月分～平成28年12月分）	5
平成28年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	5
知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部改正について	8
知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定に ついて	9
平成28年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	14
平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	16
平成29年度知多北部広域連合一般会計予算	18
平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	21

知多北部広域連合議会会議録（第60号）

1 招集年月日

平成29年2月24日（金） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館（1階）多目的ホール（議場）

3 応招議員（16人）

1番	井上正人	2番	工藤政明
3番	蟹江孝信	4番	神野久美子
5番	深谷直史	6番	山本正和
7番	三宅佳典	8番	窪地洋
9番	伊藤正治	10番	大村聡
11番	島崎昭三	12番	勝崎泰生
13番	山下享司	14番	三浦雄二
15番	水野久子	16番	平林良一

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 平成29年2月24日 午前 9時30分

閉会 平成29年2月24日 午前10時48分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 石川 義章 書記 千田 直子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴木 淳雄	副広域連合長	岡村 秀人
副広域連合長	宮島 壽男	副広域連合長	神谷 明彦
選任副広域連合長	近藤 福一	会計管理者	久野 秀一
事務局長	山内 政信	総務課長	船津 光裕
事業課長	吉田 幸尚	事業課長補佐	大塚 康雄
事業課長補佐兼認定係長	水野 郁代		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	坂 祐治	東海市高齢者支援課長	田中 寛二
大府市福祉子ども部長	今村 昌彦	大府市高齢者支援室長	近藤 豊
知多市健康福祉部長	永井 誠	知多市福祉課長	竹之越 康正
東浦町健康福祉部長	馬場 厚己	東浦町福祉課長	鈴木 貴雄

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（平成28年7月分～平成28年12月分）	
4	” 2	平成28年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について	
6	” 2	知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
7	” 3	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について	
8	” 4	平成28年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	
9	” 5	平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
10	” 6	平成29年度知多北部広域連合一般会計予算	
11	” 7	平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月24日 午前9時30分 開会)

議長（深谷直史）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、平成29年知多北部広域連合議会第1回定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりました。

ただ今の出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただ今から平成29年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議長（深谷直史）

会議に先立ちまして、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会の平成29年第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、大変御多用中にもかかわらず御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、第6期事業計画に沿っておおむね円滑に介護保険制度の運営をすることができておりますのも議員の皆様のご格別の御支援と住民の皆様のご御理解の賜物と、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の定例会におきましては、個人情報保護条例の一部改正を始め、第7期事業計画の策定を踏まえた平成29年度当初予算案等7議案を提出させていただいております。

議案の内容等につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（深谷直史）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、3番蟹江孝信議員、4番神野久美子議員を指名いたします。

議長（深谷直史）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

議長（深谷直史）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（平成28年7月分～平成28年12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成28年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配布をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（平成28年7月分～平成28年12月分）」及び日程第4、報告第2号「平成28年度定期監査結果報告」を終わります。

議長（深谷直史）

日程第5、議案第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただ今上程になりました議案第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定等に伴い、情報提供等記録に関する規定の整備等をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

目次中、引用条項を変更し、第2条中、新たに情報提供等記録の定義を追加し、第7条の2では、保有特定個人情報の目的外利用に係る規定における情報提供等記録の適用除外を追加するものでございます。

第24条では、開示決定に際する事案の移送から、第35条では、訂正決定に際する事案の移送から、それぞれ情報提供等記録の適用除外を追加し、第36条では、情報提供等記録の訂正の実施に係る通知先の規定を追加したものでございます。

第37条第1項第1号中、引用条項を変更し、新たに第42条の2として、利用停止における情報提供等記録について、適用除外の規定を定めたものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は、平成29年5月30日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。お手元に配布しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

16番平林良一議員の発言を許します。

16番（平林良一）

個人情報保護条例の一部改正についてであります。個人の情報を守るという中で、例外規定というのが出てきております。今回は、この第2条、定義として情報提供等記録を加えております。この情報提供等記録というのは、マイナンバーに関わるものかどうか。それから、マイナンバーにはいろいろな情報が連結されるものであると思いますが、どうか。

2点目としまして、第7条の2、保有特定個人情報の利用の制限というところで、情報提供等記録を除く特定個人情報は利用目的以外にも利用できるというふうにしてはありますが、その理由の説明をお願いします。

3点目は、第36条の個人情報の提供先への通知というところで、情報提供等記録については通知ができるのかどうかというのがよく分かりにくいということで、この辺、説明お願いいたします。

議長（深谷直史）

お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の1点目、情報提供等記録につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により定義を定めるものでございます。

なお、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野等法律で定める分野にのみ利用することとなっておりますが、共通のデータベースで一括管理するものではなく、従来どおり各機関において分散して管理していくものでございます。

御質問の2点目、第7条の2において、情報提供等記録を除く特定個人情報が利用目的以外にも利用できる理由につきましては、第7条の2第1項にございますように、情報提供等記録を除く特定個人情報は、原則として目的外に利用することはできません。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意がある場合や、本人の同意を得ることが困難な場合には、例外的に利用することができるものでございます。

御質問の3点目、第36条で情報提供等記録について通知できるのかにつきましては、保有個人情報の訂正を行った場合には、情報提供等記録について、その旨を情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に、書面で通知しなくてはならないという規定でございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、平林議員、再質問ありませんか。

16番（平林良一）

2点目の特定個人情報は、生命、財産に関わる場合にはということでありますけれども、そういう場合は、特別な場合と思いますが、本人の了解を得た上ということと併せて本人の了解をとるのが困難というようなのが乗ってくるということでありますけれども、この辺は、本人が拒否しているという意味じゃないのかどうかという点を伺いたいと思います。そういう場合はできるのか、できないのか。

議長（深谷直史）

お答え願います。

総務課長（船津光裕）

こちらの具体例としましては、例えば交通事故とかで意識が不明になっちゃった方を救うためとか、そういう生命の本当に危険がある場合には、本人の同意がなくても提供ができるというものでございますので、その危険度と、あと個人情報の重大さを考慮しながらその都度判断していくものになるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（深谷直史）

以上で16番平林良一議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

議長（深谷直史）

続きまして、日程第6、議案第2号「知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」を議題といたします。提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただ今上程になりました議案第2号「知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、非常災害対策の対象となるサービスの追加等をするため、改正をするものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項中、地域密着型通所介護に関する引用条項を追加し、及び第4条中、非常災害対策の対象となるサービスとして、地域密着型通所介護を追加するものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号「知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

議長（深谷直史）

続きまして、日程第7、議案第3号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただ今上程になりました議案第3号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

条例案をご覧ください

第1条は、趣旨規定で、この条例は、知多北部広域連合が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義の規定で、この条例で使用する用語は、法令等において使用する用語の例によるものでございます。

第3条は、この事業の実施方針で、高齢者が重度の要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を行うことを定めたものでございます。

第4条は、国の示すガイドラインに沿って、知多北部広域連合が行う事業の種類を定めたものでございます。

第5条は、第1号事業支給費の額等を定めたもので、第1項では現行相当及び緩和基準によるサービスについて、介護給付と同様に9割を支給することを規定し、第2項では、介護給付同様、一定以上所得のある方については8割の支給、つまり利用者に2割負担を求めるとし、第3項では、災害等により、利用者負担が困難と認める場合は、給付割合を増加させて利用者の負担を減免できる旨を規定したものでございます。

第6条は、前条第3項の規定を受けようとする居宅要支援被保険者等は、規則に定めるところにより、申請を行うものとし、第7条は、支給限度額を定めたものでございます。

第8条は、不正利得の徴収で、不正行為により支給費を受けた者があるときは、その金額の返還を求める等を規定したものでございます。

第9条は、指定事業者について、指定に当たらない場合又は指定するに当たり条件を付すことができる旨を規定したものでございます。

第10条は、第1号事業に係る基準で、主にはこの事業の利用の手續や第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準等について、規則に委任するものでございます。

第11条は、事業者の指定などを公示することを規定し、第12条は、必要に応じ事業者に報告などを求め、立入調査など行うことを規定したものでございます。

第13条は、この条例に規定するもの以外で事業実施に関する事項については、規則に委任

することを定めたものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

4番神野久美子議員の発言を許します。

4番（神野久美子）

ただ今御説明をいただきましたけれども、現場に伺いますと、この総合事業に対して事業所の方では、単価が下がってしまうものですから、なかなか訪問介護なり、参入しにくいというような、そういった御意見を伺っております。

それで、質問内容ですけれども、（１）、第5条（２）訪問型サービスAを実施する事業所はあるか。

（２）、第5条（４）通所型サービスAを実施する事業所はあるか、お伺いいたします。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、訪問型サービスAを実施する事業所及び2番目、通所型サービスAを実施する事業所については、関連がございますので、一括してお答えします。

現在、平成29年4月から事業を行うための指定申請の受け付けをしておりますが、申請を予定していると事前にお問い合わせいただいている事業所は、訪問型サービスAで1事業所、通所型サービスAで3事業所ございます。

以上でございます

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、神野議員、再質問ありませんか。

4番（神野久美子）

ありません。

議長（深谷直史）

以上で4番神野久美子議員の議案質疑を終わります。

続いて、16番平林良一議員の発言を許します。

16番（平林良一）

第3条の実施方針の中で、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援を行うものとするとしていますけれども、要支援1、2などの人は地域での支え合いの方が効果的かつ効率的というのはなぜかということです。

2点目は、第5条の第1号事業支給費の額の中で、訪問型サービスAや通所型サービスAは給付割合が規定されていますが、サービスBとかサービスCというのがあるわけですが、どうなるのか。

3点目は、第5条第2項で、所得の額が規則で定める額以上である居宅要支援被保険者は2割負担とすることになりますが、その所得の額は幾らですか。

4点目として、第9条(4)で、指定事業者の指定をしてはならない場合として、労働に関する法律の罰金の刑に処せられ、執行が終りかつ執行を受けることがなくなるまでとあるのはどういうケースか。

5点目として、第12条、報告等の中で、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るため、報告又は帳簿書類の提出、出頭を命じたり、立入検査などをしているが、その理由は。

以上であります。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、第3条に規定する実施方針についてでございますが、国の調査でも、要支援者につきましては、掃除や買い物などの生活行為の一部が困難であるものの、食事などの身の回りの生活行為は自立している者が多いという結果が示されております。

このような要支援者の実態像から、その自立している能力や状態に応じた多様なサービスを住み慣れた地域とのつながりを維持しながら受けることにより、より自立意欲の向上につながると期待されていることから、支援する側とされる側という画一的な関係性のサービスではなく、地域の支え合いによるサービスを充実していくことで、より効果的かつ効率的な支援につながるものとしているところでございます。

次に、御質問の2番目、サービスB及びサービスCなどの支給費の額についてでございますが、広域連合が実施する現行相当サービス及びサービスA以外の事業につきましては、関係市町の地域の実情に応じて実施することとしております。

次に、御質問の3番目、第5条第2項に規定する規則で定める額についてでございますが、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者全員の年金収入とその他の合計所得金額が346万円、ただし1人世帯の場合は280万円以上としております。この額を超える方が一定以上の所得者に該当しますので、2割負担となります。

次に、御質問の4番目、第9条第1項第4号に規定する労働に関する法律のケースについてでございますが、該当する法律は、労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律の3つでございますが、想定されるケースといたしましては、それぞれの法に触れた

場合、例えば強制労働の禁止違反や最低賃金を下回る雇用などが当てはまると認識しております。

次に、御質問の5番目、第12条に規定する報告等を規定する理由についてでございますが、保険者として利用者の安心・安全を確保するために、指定した事業者が適正な運営を行っているかどうかを確認する必要があるためでございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、平林議員、再質問ありませんか。

16番（平林良一）

地域の支え合いが効率的だというのが理由でありますけれども、この辺の要支援1、2、あるいはまた要介護1とかというところの境界にあるところというのは、割とどっちへ行ってもいいというぐらい分かりにくいところがありまして、軽いということで手が抜けるというのか、そうすると重くなってしまいうような心配があるんじゃないかと思うんですけれども、そういうようなことがあった場合は、やはり対応がスムーズにできるかどうか。

それから、2点目のサービスBとかCは地域の方でやるということで、介護保険からは切り離すということでもあります。サービスAについては、介護保険からの給付対象になるかと思うんですけれども、B、Cの方は、その分は地域の負担でいけということになるかどうか。

それから、3点目は、2割負担というのは、倍になるわけですから、かなり大きいわけで、この辺の所得の人たちというのは、年金の所得としては高いかもしれないんですけれども、どれだけの割合でいるかというのは、もう分かっているかどうか。

それから、4点目は、事業所の中での働かせ方に問題が出てくるということがありますが、特に賃金が安いというようなことが言われておりまして、最低賃金で働かせるということは、そもそもないはずですが、ひょっとして、そういう面で事業経営の中でこっそりやっているというようなことが見つけられるかどうかですよね。これは、そういう罰金刑に処せられたということでもありますから、こちらの広域連合が見つけるというわけじゃないようでもありますけれども、そういう面で広域連合の方が告発するぐらいの指導があってもいいんじゃないかなと。

それから、最後のところは、報告等ということで、かなり広域連合が事業者の事業に対して指導をしているということがあるわけでもありますので、この辺のところはいろいろな面でひとつ改善を求めるといようなふうに機能的に動いていただきたいと思います。

以上です。

議長（深谷直史）

5点についてお答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1つ目、要介護、要支援の方がひどくなった場合という形でございます。こちらの方は、地域包括ケアの充実というところで拾っていけるものだと思っております。

2点目は、BとCについて、介護保険から切り離すということではございますが、そうではなくて、BからCにつきましては、各市町の自治体に応じていろいろな運営方法が考えられますので、例えば実施主体がNPOであったり、住民のコミュニティであったり、そういう場合もありますので、あえてこちらの方では細かく設定していないということではございます。

御質問の3番目になります。2割負担ということではございますけれども、こちらの方は、去年の28年度の半ばから介護給付について一部2割負担をいただいております。その方と同じ基準を用いております。現在ですが、給付の方ですと、大体12.2%から12.5%あたりになりますので、同じぐらいの人数になるかと思っております。

4つ目、最低賃金の方、御指摘のとおり、私どもの方では賃金等の関係では確認できない部分多いものですから、労働基準監督署などの方に確認をとりながら、こういう確認は進めていきたいと思っております。

5番目につきましては、指導につきましては、1指定期間1回は必ず指導に入るよう努めてまいります。

以上でございます。

(「1番井上、議事進行に関係あるもので」の声あり)

議長（深谷直史）

1番井上議員。

1番（井上正人）

1番井上です。

ただ今の平林議員の発言中に、今の議長さんにおかれましては、議案質疑を許しますということではございましたけれども、要望なのか、お願いなのか、そんなような発言が多々あったと思われるので、議長におかれましては、その精査をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（深谷直史）

分かりました。

以上で16番平林良一議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

反対討論ですね。

16番（平林良一）

はい。

議案第3号、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について反対の

立場で討論を行います。

団塊の世代が75歳を迎える2025年までに介護保険事業が大幅に増えることを予測して、これを抑えるために国からの補助を削るための方策が講じられています。新しい総合事業は、要支援1、2を保険給付から切り離して地域の支え合いに委ねていくものです。いきなり地域に丸投げできないため、徐々に慣らすというやり方です。専門的知識や経験を持った職員から市町の職員やボランティアに介護予防を任せることは、かえって重症化を早めることになると危惧するところです。

国に対して、予算の使い方を大規模開発による経済活性化のやり方を改め、社会保障の充実、労働環境の改善が経済の活性化に役立つことを認識するよう求めて、反対討論とします。

議長（深谷直史）

賛成討論はございませんか。

15番（水野久子）

議長のお許しをいただきましたので、上程されております議案第3号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について」、原案賛成の立場で討論させていただきます。

審議に付されております条例の制定につきましては、29年度から実施されている新総合事業に必要な条例制定と認められます。また、充実した多様なサービスが期待できるとも想定されることから、賛成討論とさせていただきます。

議長（深谷直史）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきましては、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

確認しました。起立多数であります。よって、議案第3号「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

議長（深谷直史）

日程第8、議案第4号「平成28年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただいま上程になりました議案第4号「平成28年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ451万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ32億3,348万3,000円とするものでございます。

8、9ページをご覧ください。

歳入につきまして、2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、低所得者保険料軽減負担金として国負担分4分の2に当たる23万2,000円を増額するものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、低所得者保険料軽減負担金として県負担分4分の1に当たる11万6,000円を増額するものでございます。2項1目県補助金は、低所得者利用者負担対策補助金として県負担分4分の3に当たる21万1,000円を増額するものでございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、財政調整基金の利子で28万5,000円を増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、主に平成29年度から開始する新総合事業に合わせて行うシステム開発に係る経費について財政調整基金から繰り入れるもので、366万7,000円を増額するものでございます。

10、11ページをご覧ください。

歳出につきまして、2款総務費、1項1目一般管理費は、事務費繰出金及び低所得者保険料軽減分繰出金として介護保険事業特別会計に繰り出すもので、390万円を増額するものでございます。2目財政調整基金費は、財政調整基金に積み立てるため、28万5,000円を増額するものでございます。

3款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金の利用者の増加分32万6,000円を増額するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「平成28年度知多北部広域連合一般会計補正

予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

議長（深谷直史）

続きまして、日程第9、議案第5号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただ今上程になりました議案第5号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、新総合事業開始に伴う介護保険システムの開発経費などに係るもので、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ402万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ204億1,279万4,000円とするものでございます。

8、9ページをご覧ください。

歳入につきまして、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料46万5,000円の減額補正は、同じく歳入の6款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金において、公費による軽減人数が当初予算見込みを155人上回ったことにより46万5,000円を増額補正することとなったため、保険料との調整を行いまして、同額を減額補正するものでございます。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金の59万1,000円を増額補正は、介護給付費準備基金の利子分でございます。

6款繰入金、1項4目事務費繰入金343万5,000円を増額補正は、歳出で御説明いたしますシステム開発費の財源に充てるため、一般会計から事務費分として繰り入れるものでございます。

10、11ページをご覧ください。

歳出につきまして、1款総務費、1項1目一般管理費は、新総合事業開始に伴い、当連合の介護保険システムに新総合事業で用いる通知書や帳票を作成する機能を追加するようシステム開発する必要が生じたため、343万5,000円を増額補正するものでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金の運用利子で歳入した59万1,000円を基金に積み立て、引き続き基金管理をしていくものでございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

11番島崎昭三議員の発言を許します。

11番（島崎昭三）

今の提案説明の中で、介護システムの機能を追加するという御説明がございましたけれども、13節の委託料、システム開発委託料について、もう少し具体的なシステム開発の内容についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問のシステム開発委託の内容についてでございますが、平成29年4月から開始する新総合事業にあたり、現在運用しております介護保険システムに必要となる新たな機能を追加するためのカスタマイズを行うものでございます。

カスタマイズとしましては2点ございまして、1点目は、高額総合事業サービスを実施するにあたり必要となる帳票、対象者等の一覧表を作成するためもの、2点目は、同じく対象者の給付状況などをデータ出力するためのものでございます。

なお、他の機能につきましては、介護保険システムの標準パッケージにて対応しております。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、島崎議員、再質問ありませんか。

11番（島崎昭三）

ありません。

議長（深谷直史）

以上で11番島崎昭三議員の議案質疑を終わります。

続いて、16番平林良一議員の発言を許します。

16番（平林良一）

ただ今も質問がありまして、このシステム開発の内容は分かりましたが、当初予算で予定できなかったかどうか。金額的にはそんなに大きくないわけで、その辺の点を伺いたい。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の当初予算では予定できなかった理由についてでございますが、新総合事業の実施

にあたり、その実施内容や運営方法などについて、今年度においても関係市町を交えて協議、検討を重ねる必要があったためでございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、平林議員、再質問ありませんか。

16番（平林良一）

ありません。

議長（深谷直史）

以上で16番平林良一議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

議長（深谷直史）

続きまして、日程第10、議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただ今上程となりました議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ31億8,543万円とするもので、前年度当初予算に対し1億5,432万円、率にして5.1%の増でございます。

第2条は、一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

10、11ページをご覧ください。

歳入につきまして、1 款分担金及び負担金、1 項負担金30億1,019万6,000円は、前年度比1億5,261万3,000円の増でございます。

なお、負担金の内訳については、右の説明欄のとおりでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金1,365万円は、低所得者保険料軽減措置に対する4分の2の国の負担分で、前年度比85万2,000円の増でございます。

3 款県支出金、1 項県負担金682万5,000円につきましても、同じく低所得者保険料軽減措置に対する4分の1の県の負担分で、前年度比42万6,000円の増でございます。

2 項県補助金163万2,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で前年度と同額でございます。

3 項県委託金は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項財産運用収入88万6,000円は、財政調整基金の預金利子で、前年度比48万2,000円の増でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金1億5,000万円は、財政調整基金から一般会計に繰り入れるもので、前年度と同額でございます。

6 款繰越金200万円は、前年度と同額で、予備費相当額でございます。

7 款諸収入、1 項預金利子2,000円は、歳計現金等の預金利子、2 項雑入23万4,000円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

次に、歳出につきまして、御説明いたします。

14、15ページをご覧ください。

1 款議会費、1 項議会費173万9,000円は、前年度比84万7,000円の増で、主に隔年実施の行政視察を行うため、増額したものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、18、19ページにかかりますが、31億7,903万7,000円は、前年度比1億5,347万円の増でございます。

主なものとして、14、15ページに戻っていただきまして、1 節報酬は、介護認定事務嘱託員始め25人分の報酬、2 節給料から4 節共済費までは、職員23人分に係る給与等でございます。

16、17ページをご覧ください。

7 節の賃金では、新総合事業移行に伴う窓口対応・入力事務のため、各市町窓口で臨時職員を1名ずつ増員するなどの理由により、777万4,000円を増額しています。

13 節の委託料では、新規として新地方公会計制度への対応に伴い、財務書類作成助言指導委託料118万8,000円を計上しています。

18、19ページをご覧ください。

28 節繰出金28億8,356万7,000円は、前年度比1億4,831万1,000円の増額で、主に地域支援事業費に新総合事業分が新たに加わったことによるものでございます。

2 項選挙費は、選挙管理委員4人分の報酬、3 項監査委員費は、監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1 項介護保険円滑実施特別対策事業費218万2,000円は、主に社会福祉法人利

用者負担軽減補助金で、実績を考慮したものでございます。

20、21ページをご覧ください。

4款公債費20万円及び5款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

4番神野久美子議員の発言を許します。

4番（神野久美子）

1点お願いします。

2款1項1目一般管理費、7節賃金、臨時雇用費、賃金の内訳はどうか、お伺いいたします。

議長（深谷直史）

お答え願います。

総務課長（船津光裕）

御質問の7節賃金の内訳につきましては、広域連合事務所内の臨時職員が13名、各市町配置の臨時職員が12名、あと在宅調査員が16名でございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、神野議員、再質問ありませんか。

4番（神野久美子）

ありません。ありがとうございます。

議長（深谷直史）

以上で4番神野久美子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成29年度知多北部広域連合一般会計予

算」は原案のとおり可決されました。

議長（深谷直史）

続きまして、日程第11、議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（山内政信）

ただいま上程となりました議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

特別会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ208億2,290万円とするもので、前年度当初予算に対し11億218万円、率にして5.6%の増でございます。

第2条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により、流用することができる場合を定めるものでございます。

10、11ページをご覧ください。

歳入につきまして、1款保険料、1項介護保険料は52億4,385万2,000円、前年度比1億6,465万1,000円の増でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は35億2,939万1,000円、前年度比1億639万6,000円の増でございます。

2項国庫補助金は3億5,815万5,000円、前年度比1億3,383万2,000円の増でございます。

なお、2目は前年度まで、地域支援事業交付金の介護予防、3目は、包括的支援事業・任意事業として予算計上しておりましたが、新総合事業の開始に伴い、名称を変更しております。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金は56億4,480万4,000円で、前年度比2億9,564万9,000円の増でございます。

4款県支出金、1項県負担金は28億2,927万4,000円で、前年度比8,391万5,000円の増でございます。

12、13ページをご覧ください。

2項県補助金は1億4,973万円で、前年度比6,603万8,000円の増でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は530万8,000円で、介護給付費準備基金利子でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、市町負担分などにつき一般会計経由で繰り入れるもので、28億8,356万7,000円で、前年度比1億4,831万1,000円の増でございます。

2項基金繰入金は、介護給付費準備基金の繰入金でございます。

14、15ページをご覧ください。

7 款繰越金200万円は、前年度と同額で、予備費相当額でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は、第1号被保険者延滞金等で89万3,000円、2 項預金利子は、歳計現金の預金利子で2万円、3 項雑入は、第三者納付金等で51万円を計上いたしました。

次に歳出につきまして御説明いたします。

16、17ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費は1億57万4,000円で、前年度比293万7,000円の増でございます。

増の主な理由といたしましては、13節、知多市の保健センター等移転に伴うシステム改修委託料及び14節、当広域連合で住民基本台帳システムと接続する必要が生じたため、端末を設置する費用が生じたことによるものでございます。

2 項徴収費は96万2,000円で、前年度比5万1,000円の増でございます。

3 項介護認定審査会費は、18、19ページにかかりますが、1億5,434万6,000円で、前年度比161万円の増でございます。

4 項趣旨普及費は454万8,000円で、前年度比152万1,000円の増でございます。

5 項事業計画推進委員会費は140万5,000円で、前年度比84万1,000円の増でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者への保険給付費で、180億1,752万1,000円、前年度比9億2,636万1,000円の増でございます。

20、21ページをご覧ください。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者への保険給付費で、4億241万1,000円、前年度比4億131万7,000円の減でございます。

主な減の理由としては、前年度までこの介護予防サービス等諸費に計上しておりました介護予防通所サービス、訪問サービスが、新総合事業開始に伴い、次の3款地域支援事業費へ組み替えられたことによるものでございます。

3 項その他諸費は、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料で、1,153万8,000円、前年度比67万9,000円の増でございます。4 項高額介護サービス等費は3億7,049万2,000円、前年度比3,165万5,000円の増、5 項高額医療合算介護サービス等費は6,148万2,000円、前年度比707万2,000円の増でございます。

6 項特別給付費は、利用者負担減免制度に係る給付費で、369万3,000円、前年度比52万9,000円の増、22、23ページをご覧ください、7 項特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所等されている利用者を対象に、所得に応じた負担限度額を超えた部分の負担軽減を図るもので、7億216万7,000円、前年度比2,112万円の増でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる新総合事業に係る費用の中心部分となりますが、4億8,857万2,000円を計上しています。

2 項一般介護予防事業費は、1億578万2,000円で、前年度比1,877万8,000円の減、3 項包括的支援事業・任意事業費は、24、25ページにかかりますが、3億8,650万9,000円で、前年度比3,717万円の増でございます。

増の主な理由としましては、1 目包括的支援事業費において、高齢者人口増加に伴う業務

量の増加を見込み包括支援センターの運営費用を、また、4目の生活支援体制整備事業費において、各市町に設置いただく協議体の第2層協議体を対象とした運営費などを計上したことによるものでございます。

4項その他諸費は、住所地特例者の新総合事業に伴う審査支払手数料で、53万6,000円、前年度比52万4,000円の増でございます。

増の理由としましては、新総合事業が全国的に展開されることにより、住所地特例により他市町等の新総合事業によるサービスの提供を受ける方の増を見込んだものでございます。

4款基金積立金530万8,000円は、介護給付費準備基金利子分、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金305万4,000円は、第1号被保険者の過年度分に係る保険料払戻金及び還付加算金を計上、6款予備費は200万円で、前年度と同額を計上いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

4番神野久美子議員の発言を許します。

4番（神野久美子）

では、3点お願いいたします。

歳入から、1款1項1目第1号被保険者保険料、3節滞納繰越分保険料について、過去5年間の推移はどうか。また、滞納繰越分についての対策はどうか。

歳出、2款2項介護予防サービス等諸費について、今後の見込みはどうか。

そして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費について、利用見込みはどうか、お伺いいたします。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、滞納繰越分の過去の5年間の推移についてでございますが、過去5年間の予算額は、平成24年度が710万6,000円、25年度825万2,000円、26年度871万2,000円、27年度1,046万1,000円、28年度1,125万5,000円でございます。

滞納繰越分についての対策といたしましては、督促・催告の通知、徴収員による訪問徴収の実施、滞納整理の強化月間として年3回、連合全体あるいは市町の協力を得ながら、滞納整理を実施しております。また、平成28年度よりコンビニエンスストア及びゆうちょ銀行での収納を開始し、納付の利便性向上を図っております。

次に、御質問の2番目、介護予防サービス費の今後の見込みについてでございますが、現行の制度のままであれば、高齢者人口の増加に伴い介護予防サービス費も増加していくものと見込んでおります。

次に、御質問の3番目、介護予防・生活支援サービス事業費の利用見込みについてでございますが、平成29年度におきましては、制度導入の初年度となりますので、主には要支援認定者の方々が、介護予防サービスからそのまま移行して御利用いただくものになるのではないかと考えておりますが、その後は、やはり現行制度のままであれば、高齢者人口の伸びに伴い、増加傾向にあるものと見込んでおります。

なお、現在、国において介護保険制度の収支バランスなどから持続可能な制度となるよう検討されているところでございますので、今後も国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁は終わりましたが、神野議員、再質問ありませんか。

4番（神野久美子）

ありません。ありがとうございました。

議長（深谷直史）

以上で4番神野久美子議員の議案質疑を終わります。

続いて、11番島崎昭三議員の発言を許します。

11番（島崎昭三）

それでは、歳出1件お願いします。

18、19ページですけれども、2款1項1目居宅介護サービス給付費の中の19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費でございます。前年度予算に比べまして大幅に増額となった考え方についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の、居宅介護サービス給付費の増額となった考え方についてでございますが、主な理由といたしましては、平成28年4月から小規模通所介護施設が地域密着型介護施設に整理されることに伴い、平成28年度予算においては、居宅介護サービス給付費のうち通所介護給付費について、同項2目の地域密着型介護サービス給付費へ約10億円の予算を移行させましたが、地域密着型介護での通所サービスは見込みほど利用が伸びませんでした。

平成29年度予算の居宅介護サービス給付費では、平成28年度途中までの給付実績を基に、地域密着型との割合も考慮し、積算した結果、利用の伸びに地域密着型からの調整分などが加わり、平成28年度予算と比較しますと、約13億円増加となったものでございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁終わりましたが、島崎議員、再質問ありませんか。

11番（島崎昭三）

ありがとうございます。

議長（深谷直史）

以上で11番島崎昭三議員の議案質疑を終わります。

続いて、16番平林良一議員の発言を許します。

16番（平林良一）

まず、歳入の方で、1点目、10ページ、11ページの2款2項の2目と3目で国庫負担があるわけで、国庫負担割合は介護保険給付費と同じ25%かどうか。

それから、2点目として、12ページ、13ページで、6款2項1目1節介護給付準備基金繰入金が28年度からついてきていますが、本年度は2倍に増えていますが、その理由。

それから、歳出として、3点目は、20ページ、21ページ、2款2項介護予防サービス等諸費が前年度より半分に減り、その分が、22、23ページの3款1項介護予防・生活支援サービス事業に移ったことになっています。その残った分というのは現行並みのサービスの分ということかどうかということです。

4点目として、22ページ、23ページですが、3款2項一般介護予防事業費で総合事業費は精算してゼロになっていますが、総合事業という名称は使わなくするということかどうか。前年度から1,877万円余も減らしている理由はどうか。

以上です。

議長（深谷直史）

4点についてお答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

御質問の1番目、国庫支出金の負担割合についてでございますが、2款2項2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の国庫負担割合は25%で、2項3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分の国庫負担割合は39%でございます。

次に、御質問の2番目、介護給付費準備基金繰入金についてでございますが、介護保険事業計画は、3年を計画期間として策定しており、現在の第6期事業計画は、平成27年度から29年度でございます。

事業計画では、その3年間の保険給付費の総額に対して、3年間同じ保険料の基準で運用

するよう保険料を算定しております。

給付費も保険料も年々増加傾向にはございますが、給付費の伸びに対し保険料の伸びは小さいため、単年度ごとで見ますと、事業計画3年目では給付費の伸びに対する保険料の伸びとの差がより大きくなると見込まれますので、第1号被保険者負担分である保険料の不足分につき、保険料を積み立てて基金管理しておる基金から繰り入れる額が多くなるものでございます。

次に、御質問の3番目、介護予防サービス等諸費についてでございますが、介護予防サービス等諸費に計上されておりますのは、介護予防訪問看護や住宅改修などの新総合事業に移行しない部分と、平成29年4月から新総合事業に移行する介護予防訪問・通所サービスの内、請求等の手続の時間差で生じる1カ月分の支払い分でございます。

次に、御質問の4番目、総合事業費精算金についてでございますが、平成28年度予算の総合事業費精算金は、住所地特例を用いて広域連合以外の保険者による新総合事業のサービスを利用した場合の支給額を計上したものでございます。

平成29年度からは、当連合におきましても新総合事業を開始いたしますので、3款1項1目にて支出するものになります。

また、介護予防事業費全体で1,877万8,000円の減となったのは、その総合事業費精算金とともに、一般介護予防事業費において、従前の二次予防事業費についても同様に3款1項1目に移行したためでございます。

なお、総合事業という言葉でございますが、新しい総合事業や新総合事業といったものも含めまして、介護予防・日常生活支援総合事業の略称として、今後も日常的に使用されていくものと考えております。

以上でございます。

議長（深谷直史）

答弁終わりましたが、平林議員、再質問ありませんか。
簡潔明瞭にお願いいたします。

16番（平林良一）

今の国庫負担割合のところ、25%と39%の部分、39%負担する部分というのが、同じ介護支援の中でも39%の負担というところの説明をお願いしたい。

議長（深谷直史）

お答え願います。

事業課長（吉田幸尚）

負担割合なんです、基本的には、第1号被保険者が22%、第2号が28%、公費が50%で、50%のうち国が半分、市町がまたその半分、4分の1ずつという形になっておりますが、地域支援事業交付金の39%の部分については、その第2号被保険者分に当たります28%分が入

ってきませんので、その分を国・県・市町が負担する形になります。その28%の半分、14%が従来の25%にプラスされて国の負担という形になるものでございます。

以上でございます。

議長（深谷直史）

以上で16番平林良一議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番（平林良一）

議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、反対討論を行います。

新しい総合事業が本格的にスタートしますが、国の負担割合をこれまでどおりとしている点が介護保険財政を圧迫する要因です。先ほどの説明の中で、39%国が負担する部分があるわけですが、それは現役の人が負担する部分を国が持つということになっておるわけで、やはり国の負担割合がまだ低いと。

特養ホームの利用も原則要介護3以上になり、要介護1、2の人は、家族の負担が続きます。介護離職をなくそうと安倍政権は言っていますが、どうもそれとは逆になっています。地域支援や生活支援サービスが地域の支え合いとして地域に負担を回していくので、広域連合として責任を持ってない部分が増えてくる恐れがあります。

通所介護予防サービスAや訪問介護予防サービスAでは、緩和された人員配置で行われ、経営が楽になるというより、問題が増えてくるのではないのでしょうか。介護職員の処遇改善が言われる中、介護報酬を下げるのは逆ではないか。

以上の理由から反対討論とします。

議長（深谷直史）

賛成討論はありませんか。

14番（三浦雄二）

14番三浦です。よろしく申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、上程されています議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、原案に賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度介護保険事業特別会計予算につきましては、関係法令に従い、介護や支援を必要とする方に対し適切なサービスを提供するために、歳入歳出ともに適正な計上がなされていると考えます。

今後とも広域連合運用のメリットを生かし、よりよい介護保険制度の運営に努めていただくようよろしくお願ひし、賛成討論といたします。

議長（深谷直史）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきましては、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

確認しました。起立多数であります。よって、議案第7号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

議長（深谷直史）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からの発言の申し出がありますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきましては、条例の一部改正を始めとした全議案につきまして、慎重に御審議を賜り、御議決をいただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

また、議案審議の中で御指摘等ありました点につきましては、今後の事業の執行に当たりまして、十分心してまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、これまでと同様、格別の御指導、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（深谷直史）

これもちまして、平成29年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

（2月24日 午前10時48分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (5番) 深 谷 直 史

議 員 (3番) 蟹 江 孝 信

議 員 (4番) 神 野 久美子